

(別紙)

仕様書

1 業務名

徳島県BCP策定支援事業

2 業務の目的

徳島県内に所在する介護施設・事業所の従事者、管理者等を対象に、業務継続計画の策定趣旨の理解、策定の推進、災害への地域と連携した対応強化の手法を修得させることにより、介護施設・事業所が、自然災害や新型コロナウイルス等感染症拡大が発生した場合であっても適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを安定的かつ継続的に提供される体制構築の支援を目的とする。

3 業務を委託する期間

委託契約締結日から翌年3月31日まで

4 委託料上限額

2,500千円(消費税及び特別地方消費税を含む。)

5 委託業務の内容

「徳島県BCP策定支援事業実施要綱」に基づき、次のとおり実施すること。

(1) 「徳島県版BCPひな形」の作成

ア 事業内容

- ・「徳島県版業務継続計画（BCP）ひな形」の策定に当たっては、国の事業継続計画ガイドラインや国が提示するひな形などを参考に、徳島県の実情や自然災害や感染症対策の専門的知見、介護現場の状況等を踏まえた内容とすること。また、組織体制・役割、発生時の対応、事前対策など、事業継続に当たっての最低限決めておくべき項目を抽出した概要版も策定すること。
- ・なお、介護施設・事業所の入所系、通所系、訪問系等の類型ごとに策定するものとする。

イ 事業対象となる介護施設・事業所

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

ウ その他

- ・ 編集可能データ形式で策定することとし、著作権は県へ帰属するものとする。

(2) 業務継続計画（BCP）の策定のための研修会の開催

ア 事業内容

- ・ (1) で策定した「徳島県版業務継続計画（BCP）ひな形」等を活用した研修会を開催し、介護施設・事業所の「業務継続計画」（自然災害編・感染症編）の策定を支援すること。

イ 事業対象となる介護施設・事業所

- ・ (1) と同じ

ウ 留意事項

- ・ 研修に要する期間を考慮しつつ、受講者が参加しやすい日程とすること。
- ・ 介護施設・事業所の入所系、通所系、訪問系などの類型ごとに開催すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況や研修参加の応募状況を鑑み、オンラインによる実施等に変更することも想定し、企画すること。
- ・ また、集合研修で実施する場合は、地域性等を考慮し、受講者が参加しやすい開催場所を設定すること。

(3) 地域と連携した業務継続に向けた訓練の実施

ア 事業内容

介護施設・事業所が、それぞれ策定した事業継続計画に基づき、自然災害や感染拡大発生時の初動対応を確認する。

(例)

- ① 受託事業者は、災害や感染症の内容・規模を記した状況を介護施設・事業所等に連絡する。
- ② ①を受けて、介護施設・事業所はあらかじめ策定している業務継続計画に基づき、対応策を検討する。
- ③ 各介護施設・事業所は、訓練終了後、受託事業者に対し、検討結果・対応状況等を報告すること。

イ 事業対象となる介護施設・事業所

- ・ (1) と同じ

ウ その他

- ・ 訓練参加の状況、訓練当日の進行・運営、各介護施設・事業所の

対応状況のとりまとめ

- ・ 訓練終了後、参加者へのアンケートの実施及び結果のとりまとめ、県への報告

(4) 事業実施に伴い発生する業務

- ア 「徳島県版業務継続計画（BCP）ひな形」の周知，研修・訓練参加者の募集
- イ 必要な設備，教材，機器等の準備
- ウ 事業実施に伴い発生する諸経費の支払い
- エ 新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる措置
- オ 徳島県版BCPひな形，研修・訓練に関する問合せに対する対応
- カ 業務の目的を達するために必要な事項

6 業務実施体制

(1) 統括責任者の配置等

- ア 本業務を指揮する統括責任者を配置すること。
- イ 統括責任者は，やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- ウ 企画立案から日程調整等に至るまで，各業務に当たる従事者に対して十分に指導して業務を実施させること。
- エ 関係機関との交渉，連絡調整を行うこと。
- オ 県との連絡を密に行い業務を進め，遅延なく業務が遂行できるよう人員，体制の確保を行うこと。

(2) その他の体制等

- ア 受託者は，事業実施中のトラブル発生にも備え，緊急時の連絡網，人員体制等を整備すること。
- イ 受託者は，契約締結後速やかに，統括責任者の氏名のほか，緊急時の連絡体制についても，県に提出すること。

7 業務完了報告

業務が完了したときその他業務の進捗状況にあわせて委託者に報告を行うものとする。事業に要した経費が当初の予想を下回った場合には，委託料を減額することがある。

8 その他

- (1) 受託者は，業務を遂行するに当たり，適用のある関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は，受託業務を一括して第三者に委託し，又は請け負わせることができないが，業務を効率的に行う上で必要と思われるものについては，県と協議の上，業務の一部を委託することができる。この場合，再委託する業務，再委託先を事前に県に報告し，承認を受けること。
- (3) 受託者は，「徳島県BCP策定支援事業実施要綱」を遵守するとともに，その他業務の実施に際し疑義が生じた場合には，その都度県と協議し決定するものとする。

- (4) 受託者は、本事業を実施するに当たり、事故や業務実施上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡するものとする。
- (5) 受託者は、本事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合には、徳島県個人情報保護条例(平成14年条例第43号)を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損防止、その他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- (6) 受託者は本業務の経理を他の経理と区分し、事業の収支を明らかにする書類の整備及び適正な経理処理を行うこと。
- (7) 受託者は、本事業の実施に係る書類を整理し、委託事業完了後5年間保管することとし、県が書類の閲覧を求めたときは、これに応じなければならない。